

ID: 348

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	料金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成8年条例第28号		
【根拠条文】 (料金の免除) 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、料金の全部又は一部を免除することができる。 (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 (2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車を駐車させるとき。 (3) 規則で定める自動車を駐車させるとき。 【基準】 根拠条文及び芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (駐車料金の減免) 第9条 条例第8条第3号の規則で定める自動車は、次に掲げる者が自ら運転し、又は同乗する自動車とする。 (1) ラポルテ市民サービスコーナーが発行する利用証明の交付を受けた者 (2) 市長が特に認めた事業者が発行する利用証明の交付を受けた者 2 前項の自動車に係る駐車料金(以下「料金」という。)は、次のとおりとする。 (1) 前項第1号に係る自動車の料金については、駐車時間2時間までの料金を免除する。 (2) 前項第2号に係る自動車の料金については、駐車時間2時間までの料金を158円とする。 この場合において納付すべき料金は、同号の事業者が、市長が別に指定する方法により納付するものとする。 3 前項の規定による料金の免除を受けようとする者は、自動車を駐車場から出庫させるときに、ラポルテ市民サービスコーナーで受けた利用証明又は第1項第2号の事業者が交付した利用証明を提出しなければならない。 4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日